

高額療養費(外来年間合算)

1 70歳以上の国民健康保険被保険者

基準日(※)時点の所得区分が一般または低所得の被保険者について、計算期間(令和3年8月1日(令和4年7月31日)の一般または低所得区分であった月の外来にかかる医療費の個人ごとの合計額が14万4千円を超える場合に、その超えた額が支給されます。

※基準日は原則、令和4年7月31日ですが、計算期間の途中で資格を喪失された人(死亡、海外転出、生活保護受給等)は、資格を喪失された日の前日となります。

2 後期高齢者医療保険制度被保険者

計算期間中に保険者の変更がなく、高額療養費を振り込む口座番号等がわかる場合は申請不要です(2月末支給予定)。

なお、計算期間中に保険者の変更があった人で、京都府後期高齢者医療の加入を希望する場合は、お問い合わせください。

3 老人医療(福祉医療制度)

従来、高額療養費の勧奨通知は送付しておりません。該当すると思われる人は、計算期間中のすべての領収書を国保医療課まで持参してください。

なお、計算期間中に市町村を異動(転出入)した場合は、前市町村分の合算はできません。

①に関する事 = 国保医療課国保年金係 (☎983-2962)、②・③に関する事 = 国保医療課医療係 (☎983-2976)

国民健康保険の海外療養費制度

国民健康保険加入者が、短期間の海外渡航中に急病や負傷で海外の医療機関で治療を受けた場合、国内で保険適用される治療は、申請により医療費(自己負担分を除く)の払い戻しを受けることができます。

なお、現地で支払った医療費と日本と同様の診療を受けた場合の医療費と比べ、低い方の金額が支給されます。

※治療目的の渡航や日本に保険適用されていない治療は対象外です。

■申請に必要なもの

国民健康保険証、診療内容明細書、領収書、領収明細書、旅券(パスポート)、世帯主名義の金融機関口座番号、調査にかかる同意書、マイナンバーのわかるもの

※申請期間は、医療費を支払った日の翌日から2年間。※マイナンバーのわかるものは、個人番号カードまたは本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人の場合は委任状と本人確認ができるものが必要です。

国民健康保険料(第8期分)の納期限は令和5年1月31日(火)です

国民健康保険料は、納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)または市役所で納付してください。納期限までに納付されず滞りとなった場合は、督促状(督促手数料100円を加算)を送付後に京都地方税機構(京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合)に徴収権限を移管します。

納付済通知書について

国民健康保険料を口座振替または納付書により納入する納付済通知書を令和5年1月末に送付します。

■納付済通知書について

国民健康保険料を口座振替または納付書により納入する納付済通知書を令和5年1月末に送付します。

3つの計画素案等にご意見募集

表の計画策定や条例制定にあたり、意見を募集します。
募集対象 市内在住、在勤、在学の人および市内に事業所(事務所)を有する人

提出方法 様式に定めはありません。あなたの意見、住所(所在地)、氏名(法人名等)、電話番号を記入し、下表にある方法で提出してください。

※いただいたご意見は、市の考えとともに市ホームページ等で公表する予定です。ただし、電話や口頭での意見や個々の意見に直接回答は行いません。
※1月10日(火)のみ、持参場所が新本庁舎内になります。

区分	計画案・条例案	内容	閲覧時期と募集期間、意見の提出方法	閲覧場所	問い合わせ
①	第5次八幡市総合計画後期基本計画(中間案)	総合計画は、市のまちづくりの基本的な方向性を示すもので、目標となる将来都市像などを示す「基本構想」と目標達成に向けた取り組みを示す「基本計画」で構成されます。そこで、新たに令和5年度から5年間の施策などを設定した後期基本計画中間案を定めました。	令和5年1月10日(火)までに、以下の方法で提出 ア 郵送または持参 〒614-8501 (住所記載不要) 政策企画課 イ FAX送信 (1月9日まで) 982-7988 (1月10日のみ) 983-1118 ウ 市のホームページからメール送信	市役所2階閲覧コーナー 市ホームページ 公民館・コミュニティセンター 図書館 八幡人権・交流センター 生涯学習センター 政策企画課窓口	政策企画課 (☎983-1004)
②	(仮称)個人情報の保護に関する法律施行条例骨子案	個人情報保護に関する全国共通ルールを定めた改正個人情報保護法が令和5年4月1日から適用されることに伴い、新たに本市が制定する条例の骨子案をまとめました。	令和5年1月10日(火)までに、以下の方法で提出 ア 郵送または持参 〒614-8501 (住所記載不要) 市民協働推進課 イ FAX送信 (1月9日まで) 982-7988 (1月10日のみ) 983-1118 ウ 市のホームページからメール送信	市役所2階閲覧コーナー 市ホームページ 生涯学習センター 公民館・コミュニティセンター 市民協働推進課窓口	市民協働推進課 (☎983-5749)
③	地域福祉推進計画素案	誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう、お互いに助け合い、支え合う地域を創っていくため、令和5年度から5年間の計画期間とする地域福祉推進計画素案をまとめました。	令和5年1月10日(火)までに、以下の方法で提出 ア 郵送または持参 〒614-8501 (住所記載不要) 福祉総務課 〒614-8022 八幡東浦5 社会福祉協議会 イ FAX送信 983-1371 (福祉総務課) 983-5798 (社会福祉協議会) ウ 市または社会福祉協議会のホームページからメール送信	市役所2階閲覧コーナー 市および社会福祉協議会ホームページ 福祉総務課および社会福祉協議会窓口	福祉総務課 (☎983-1334) 社会福祉協議会 (☎983-4450)